

平成 24 年 11 月 17 日制定

平成 26 年 6 月 19 日改定

杏林医学会例会に関する細則

第 1 条（目的） 杏林医学会はその目的を達成し、会員の研究活動を奨励するために杏林医学会例会（以下、例会）を開催する。

第 2 条（例会） 例会は、杏林医学会会員が企画した学術研究のための研究会か講演会とし、例会の回次数をつけ開催する。

2 例会は各年度 10 回程度とし、その年に開催した教室・研究室は、同一年度の応募ができない。

第 3 条（選考） 杏林医学会長は例会開催に関して杏林医学会幹事会に諮問する。

2 医学会長は幹事会の答申に基づき、承認する。

3 例会開催の申し込みは別に定める書式により行い、随時受け付ける。

第 4 条（例会開催者） 医学会は例会開催者に補助金として金 5 万円を授与する。

2 例会開催者は杏林医学会雑誌に例会報告を寄稿する。寄稿の詳細については別に定める。

3 補助金の使途は特に詳細な規則を設けないが、杏林医学会の活動の趣旨に沿うものとする。

第 5 条（改変） 本細則の改変は杏林医学会幹事会の議を経て、医学会長の承認を得なければならない。

※ 原則として、学外より講師を招聘し、学内開催、杏林医学会会員が自由に参加できる講演会を対象とする。また、本学教員においては、新任教授、あるいは卓越した業績を挙げた教員であれば、講師として招聘可能である。

詳細につきましては、杏林医学会事務局までお問い合わせください。

三鷹（内線 3314, e-mail: med_soc@ks.kyorin-u.ac.jp）